

令和4年 No.19

○東京学芸大学附属図書館利用規則の一部を改正する規則の制定

制定理由

附属図書館の館内施設等の利用において、ラーニングコモンズをその利用に供する単位で区別するため、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和4年3月14日 学術情報会議 審議・承認

東京学芸大学附属図書館利用規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年3月15日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和4年規則第13号

東京学芸大学附属図書館利用規則の一部を改正する規則

東京学芸大学附属図書館利用規則（平成18年規則第14号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学附属図書館利用規則の一部改正について

改正理由：附属図書館の館内施設等の利用において，ラーニングコモンズをその利用に供する単位で区別するため，所要の改正を行うものである。

改	正	現	行
〔省略〕 （施設の利用等） 第22条 図書館内の施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。 （1）ラーニングコモンズ （2）グループ学習室 <u>2 前項第1号のラーニングコモンズは、次に掲げるエリアで構成されるものとする</u> <u>（1）セミナーエリア</u> <u>（2）グループワークエリア</u> <u>（3）アクティブエリア</u> <u>（4）資料エリア</u> <u>（5）グローバルエリア</u> <u>3 施設の利用については、別に定める。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、令和4年3月15日から施行する。</u>		〔省略〕 （施設の利用等） 第22条 図書館内の施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。 （1）ラーニングコモンズ （2）グループ学習室 <u>2 施設の利用については、別に定める。</u> 〔省略〕	